



令和3年 (2021年) 10月28日(木)

No. 15525 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆令和元年改正下の特許法102条の解釈…… (1)

# 令和元年改正下の特許法102条の解釈

ユアサハラ法律特許事務所  
弁護士 深井 俊至

## 1 特許法102条1項～3項

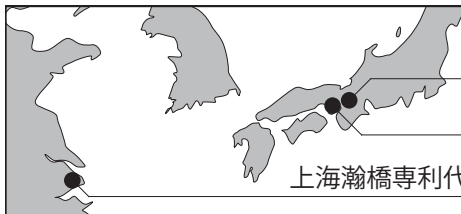
令和元年5月17日法律第3号による改正(令和2年4月1日施行)前後の特許法102条1項は、次のとおりである。

### 特許法102条

#### 【改正前】

1 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失

により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の



京都ランチ (5名：うち弁理士3名)

神戸本部 (66名：うち弁理士26名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12名：うち専利代理人6名)



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人 有古特許事務所  
ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

■URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: [office@arco.chuo.kobe.jp](mailto:office@arco.chuo.kobe.jp)  
■神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 5F TEL: 078-855-5539  
■京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蟻螂山町 481 京染会館4階 TEL: 075-213-5600  
■上海瀚橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69 号 21 階 2108 号室 TEL: +86-21-6415-8030  
■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名